

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局

環境省環境再生・資源循環局所管法令等に基づく  
申請等の手続における旧姓使用について（事務連絡）

これまで、旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、政府全体として取組が進められてきたところです。

これらを踏まえ、環境省環境再生・資源循環局が所管する法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定（環境再生グループ及び他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、交付、通知等（以下「申請等」という。）における旧姓の記載等の運用について、下記のとおり周知します。

貴部（局）におかれましては、貴管内市町村に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 環境省環境再生・資源循環局が所管する法律、政令、省令、規則等の規定（環境再生グループ及び他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請等に係る氏名欄における旧姓使用について

環境省環境再生・資源循環局が所管する別記に掲げる法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定（環境再生グループ及び他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請等については、旧姓を記載することができる。

- 2 申請書等への併記について

旧姓を併記する場合は、申請者等の氏名欄において、旧姓を括弧書きするなどの方法により記載するものとする。

（例）地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

また、申請等を取り扱う場合の氏名欄の記載に当たっては、旧姓の使用が困難な特段の事情があるものを除き、併記（戸籍氏に加えて旧姓を記載すること。以下同じ。）ができることを申請者等にウェブサイト等を用いて周知するなど、旧姓の通称使用の拡大に係る趣旨を踏まえた運用をお願いする。

### 3 旧姓の確認

上記1による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

以上

(連絡先)  
環境省環境再生・資源循環局総務課  
担当：小高、池田  
TEL：03-5521-8289（直通）